

工事成績評定要領における創意工夫の加点措置要領

(総則)

- 第1 島根県工事成績評定要領における「創意工夫」において、各種施策に基づき加点評価を行う場合は、本要領によるものとする。
- 2 本要領における加点は恒久的な措置ではなく、施策上の特例措置であることから、適宜見直しを行う。
- 3 受注者は、本要領による加点評価を希望する場合、工事完成時に創意工夫における加点措置確認書（別紙1）を提出すること。
- 4 監督職員は3を確認し、加点の如何を決定する。なお、結果（加点の如何）について文書回答は行わず、工事成績評定に反映させるのみとする。

(ICT活用工事)

- 第2 「ICT活用工事（島根県版）実施要領」（以下、「ICT要領」という。）に基づき次のとおりICT活用を行った場合は、「創意工夫」のキーワード【施工2】において1点又は2点を加点する。なお、「ICT活用工事（島根県農業農村整備事業版）実施要領（試行）」及び「港湾・漁港工事におけるICT活用工事（島根県版）実施要領」により実施した場合も、同様に取り扱う。
 - ア ICT要領における全ての施工プロセスにおいてICTの活用を行った場合 2点
 - イ ICT要領における何れかの施工プロセス（①②③④に限る）においてICTの活用を行った場合 1点
- 2 ICT活用を取りやめた工事については、加点対象としない。

(しまね・ハツ・建設ブランド)

- 第3 「しまね・ハツ・建設ブランド」登録制度実施要領に基づく推奨技術、登録技術又は実証フィールド工事対象技術を使用した場合は、「創意工夫」のキーワード【新技術活用】において3点を加点する。
 - 2 推奨技術又は登録技術については、施工計画書に使用が記載された場合に評価対象とする。
 - 3 実証フィールド工事対象技術については、実証フィールド工事計画書及び報告書が提出された場合に評価対象とする。

(建設キャリアアップシステム)

- 第4 「島根県建設キャリアアップシステム活用促進実施要領」5に基づき、次表の基準を達成した場合、「創意工夫」のキーワード【その他】において1点を加点する。

項 目	基 準	内 容
平均登録事業者率	70%以上	登録事業者率の計測日における登録事業者率の平均値 登録事業者率＝登録事業者数÷（元請事業者数＋下請事業者数）
平均登録技能者率	60%以上	登録技能者率の計測日における登録技能者率の平均値 登録技能者率＝登録技能者数÷技能者数
平均就業履歴蓄積率	50%以上	就業履歴蓄積率の計測日における就業履歴蓄積率の平均値

（完全週休2日（土日）等）

第5 契約日から工事完成日の全期間において、現場閉所により完全週休2日（土日）を達成した場合、「創意工夫」のキーワード【働き方改革】において1点を加点する。

2 交替制工事において、契約日から工事完成日の全期間で、全ての技術者及び技能労働者が月単位の週休2日を達成した場合、「創意工夫」のキーワード【働き方改革】において1点を加点する。

3 達成状況の確認は、休日取得実績表等により行う。

〔改定（適用）経緯〕

初版 令和7年4月1日

(別紙1)

創意工夫における加点措置確認書

区 分	内 容	該当	加点
I C T活用工事	I C T要領における全ての施工プロセスにおいてI C Tの活用を行った		2
	I C T要領における何れかの施工プロセス（3次元データの納品のみは除く）でI C Tの活用を行った		1
しまね・ハツ・建設ブランド	推奨技術を使用した		3
	登録技術を使用した		
	実証フィールド工事対象技術を使用した		
建設キャリアアップシステム	平均登録事業者率_____％ ≥ 70％ 平均登録技能者率_____％ ≥ 60％ 平均就業履歴蓄積率_____％ ≥ 50％		1
完全週休2日	契約日から工事完成日の全期間において、現場閉所により完全週休2日（土日）を達成した		1
	交替制工事において、契約日から工事完成日の全期間において、全ての技術者及び技能労働者が月単位の週休2日を達成した		
合計			点

- ※ 要件を満足し、加点を希望する項目の該当欄に○をつけること。
- ※ 建設キャリアアップシステムについては、下線部に率を記入すること。
- ※ 確認のため必要な資料を添付すること（提出済みの場合は除く）。
- ※ 合計欄は、発注者が使用（要件達成を確認の上で記入）します。